



複数の年金制度に加入した場合の年金支給について



私は、昭和23年3月10日生まれで、現在A市(昭和50年4月1日から)に勤務しており、今年度末(平成20年3月31日)に60歳で定年退職を迎えます。

A市に勤務する前に、民間会社に2年間(昭和48年4月1日から昭和50年3月31日)勤務し厚生年金に加入していたことがあるのですが、私が退職後受けられる年金は、どうなるのでしょうか。



公務員として勤務した期間(33年分)の年金は、共済組合より『退職共済年金』が、厚生年金に加入した期間(2年分)の年金は、社会保険庁より『老齢厚生年金』がそれぞれ支給されます。

年金は、それぞれの年金制度に加入された分のみ支給が行われますので、共済組合と社会保険事務所に年金請求を行っていただくことが必要となります。(この場合は、共済年金と厚生年金)

加入制度が変更になった場合でも年金受給要件に必要な受給資格期間は、制度を問わず、すべて通算することができます。

しかし、年金は、個々の制度から加入された分のみ支払われますので複数の制度に加入された方については、個々に年金請求が必要となります。

請求の際には、年金受給資格期間を確認する書類として、他の制度の「年金加入期間確認通知書」を提出することになります。

年金支給開始時期と受給者となった後の手続き



今年度末(平成20年3月31日)に60歳で定年退職をし、年金請求した後、年金はいつ支給されるのでしょうか。また年金受給者となった後に自分自身が共済組合に対して手続き等を行うことはあるのでしょうか。



年金の支給は、6月(4月・5月分)に最初の年金を受給していただくこととなります。年金は、年6回に分けて支払われます。支払日は、2月、4月、6月、8月、10月、12月の15日(15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の平日)です。それぞれの支払月の前々月分、前月分の2カ月分の年金が支払われます。年金証書につきましては、6月初旬にお手元に送付させていただきますこととなりますので、請求後しばらくお待ちいただくこととなります。

また、年金決定後、年金受給者となられても、住所が変更となった場合、年金受取金融機関を変更する場合や他に年金を受給することとなった場合、また共済組合より依頼させていただく書類などを提出いただく必要があります。

年金受給者となられた後につきまして、受給者の皆さまと共済組合との間で提出書類等の手続き等が必要となりますので、引き続きよろしくお願いたします。

障害共済年金に該当する 障害の状態について



在職中のケガや病気によって障害の状態になったときは、障害共済年金が支給されると聞きましたが、どの程度の症状で支給されるのですか。



障害共済年金には、その人の障害の状態により、障害等級1級から3級があり、それぞれの等級に応じて算定された年金額が支給されます。(ただし、在職中は原則として支給停止となります。)(注1)

この障害等級を決定する場合、すべての公的年金制度において統一された障害等級表があり、各傷病ごとに細かな認定基準が設けられています。(大まかに区分すると、下表の「障害等級の目安」のようになりますので参考にしてください。)

なお、実際に障害認定を受けるためには、下表に該当すること以外にも、いくつかの支給要件があります。

また、共済組合が指定する診断書等を提出していただき、全国市町村職員共済組合連合会において審査し等級が決定されることになります。

(注1) 障害等級1級または2級に該当する場合は、原則として、国民年金の障害基礎年金も併せて決定されます。障害基礎年金は在職中であっても、支給されます。

◆障害等級の目安(参考)

状態	程度	1級	2級	3級
日常生活能力 (注2)		身体の機能障害や長期の安静が必要な症状によって、 かろうじて身のまわりのことはできるが、それ以上の活動はできないような場合。 (他人の介助なしでは、日常生活を送ることが難しい)	身体の機能障害や長期の安静が必要な症状によって、 ある程度身のまわりのことはできるが、それ以上の活動はできないような場合。 (必ずしも他人の介助が必要ではないが、軽い家事程度の活動に限られる)	発症前と大体同じような日常生活を送ることはできるが、 労働するにはかなりの制限を受けるような場合。
症 例		<ul style="list-style-type: none"> 両上肢または両下肢の用を全く廃したもの(両足切断等) 脳障害等による寝たきり状態 高度の認知症等により常時介護を必要とするもの 	<ul style="list-style-type: none"> 一上肢または一下肢の用を全く廃したもの(片足切断等) 人工透析療法施行中 認知症等の精神神経症状により日常生活に著しい制限を受けるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 片手の親指および人差し指を失ったもの ペースメーカーや人工肛門等の装着 認知症等の精神神経症状により労働に著しい制限を受けるもの

(注2) 障害等級1級または2級の障害共済年金を決定した方でも、車椅子や義足等を使用したり、人工透析療法を受けることによって、現に在職され、職務に精励されている方もおります。